

○国土交通省告示第百八十号

既存住宅状況調査方法基準（平成二十九年国土交通省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(対象住宅の耐震性に関する書類の確認)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定による確認は、同項第一号に係る確認にあつては第一号から第五号までに掲げる者、同項第二号に係る確認にあつては第三号から第六号までに掲げる者が発行した書類の確認をもつて行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築基準法第七条第四項に規定する検査実施者</p> <p>三 六 (略)</p>
改正前	<p>(対象住宅の耐震性に関する書類の確認)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定による確認は、同項第一号に係る確認にあつては第一号から第五号までに掲げる者、同項第二号に係る確認にあつては第三号から第六号までに掲げる者が発行した書類の確認をもつて行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等</p> <p>三 六 (略)</p>

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

